

公印省略

5 薬 第 1 4 2 号

令和 5 年 4 月 1 1 日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
基本的な感染対策の考え方について
(令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記について、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更される予定であり、この変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなります。

このため、令和 5 年 5 月 8 日以降、日常における基本的な感染対策については、政府として一律に求めることはなく、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなります。

個人や事業者が自主的な感染対策に取り組む際に参考となるよう、基本的な感染対策の考え方について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、事前の情報提供がありましたのでお知らせいたします。

貴職におかれましては、関係機関への周知につきましてもご協力いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・(国通知) 令和 5 年 3 月 3 1 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について

福岡県保健医療介護部薬務課薬事係

電話番号 : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 2 8 4

ファックス : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 3 0 5